

中国の輸出管理体系と最近の動向
～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報
専門家による政策解説～

2021年8月
日本貿易振興機構（ジェトロ）
上海事務所
海外調査部

【免責条項】

本レポートは、森・濱田松本法律事務所に委託し、作成したものです。
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

米中間の摩擦と対立が深まる中、米国は、中国や中国の企業等に対して輸出管理規則（EAR）等による規制を強化し、圧力を高めてきました。一方、中国も、2020年8月に、12年ぶりに「輸出禁止・輸出制限技術目録」の大幅な改正を行い、同年9月には、「信頼できないエンティティ・リスト」制度を公布、また同年10月には輸出管理法を制定するなど、近年、輸出管理に関する規制の見直し、強化を進めています。

中国の輸出管理に関する制度、規制は大きく変わってきており、米国等の輸出管理の規制強化の動きもあいまって、日本企業や外資の中国現地法人の実務にも大きな影響を及ぼす可能性がある状況となっています。

（1）中国の輸出管理体系

中国の輸出管理規制の体系は、やや複雑で分かりにくいものとなっています。まず「対外貿易法」¹をはじめとする輸出入全般についての法令があります。その下に、大きく、一般的な貨物、技術の輸出管理規制のルールと、安全保障貿易管理の観点から両用品目（軍用、民用のデュアルユース）・軍用品・核および関連技術に対する輸出管理規制との二つの体系があります。

（2）輸出入全般に関する法令

輸出入全般に関する法律としては、基本法である「対外貿易法」のほか、「税関法」²等があります。「対外貿易法」は、中国も加盟するWTOのルールを一定程度ふまえつつ、貨物、技術の輸出入および国際サービス貿易について規定しています。「対外貿易法」のもと、「貨物輸出入管理条例」³「技術輸出入管理条例」⁴が、それぞれ、一般貨物および技術の輸出入に関する事項を定めています。

（3）一般的な貨物および技術の輸出管理規制

一般的な貨物および技術に関しては、輸出禁止、輸出制限、自由輸出の3つのカテゴリに分けて管理されています。

輸出禁止貨物については、輸出禁止貨物リストが2001年以来6回にわたり公布されており、主に環境保全や国際条約上の義務履行のための項目が対象となっています。

輸出制限貨物に関しては、数量割当管理および許可証管理が行われ、割当数量および輸出許可証管理貨物のリストが公布されています。

一方、輸出禁止技術および輸出制限技術に関しては、「輸出禁止・輸出制限技術目録」に基づき管理されています。この目録は2020年8月に12年ぶりに大幅に改正され、中国の昨今のテクノロジーの発展や安全保障的な観点等を背景に、人口知能（AI）、暗号・ITセキュリティ、バイオテクノロジー、工作機械・プラント、航空宇宙等の関連技術が追加されました。

¹ 1994年5月12日公布、2016年11月7日改正、施行（主席令第57号）

² 1987年1月22日公布、2021年4月29日改正、施行（主席令第81号）

³ 2001年12月10日公布、2002年1月1日施行（国務院令第332号）

⁴ 2001年12月10日公布、2020年11月29日改正、施行（国務院令第732号）

(4) 安全保障貿易管理の観点からの輸出管理規制と輸出管理法の制定

一方、両用品目、軍用品、核等国家安全保障に関わる品目に関しては、管理品目リストに基づき、基本的に輸出許可（または輸出禁止）により管理されています。

中国は、日本のように国際的な安全保障貿易管理レジームに加盟はしていないものの、従来から、大量破壊兵器（核・生物兵器・化学兵器・ミサイル等）両用品目や軍用品等については、一定の輸出管理規制を行なってきました。「管理規制化学品管理条例」⁵、「核輸出規制条例」⁶、「軍用品輸出管理条例」⁷、「核両用品および関連技術輸出規制条例」⁸、「ミサイル並びに関連品目及び技術輸出規制条例」⁹、「生物両用品並びに関連設備および技術輸出規制条例」¹⁰等がこれに当たります。しかし、これらは必ずしも体系的に整備されておらず不十分なものとも言われていました。

そこで、安全保障貿易管理の観点からの輸出を包括的、全体的に管理規制する基本法として、2020年10月17日に輸出管理法が制定されるに至りました。その背景には、上述の米国との摩擦が激しくなる中、中国自身の安全保障（国家安全）の強靱化の必要性が高まっていることもあると考えられます。

輸出管理法は2020年12月1日から施行されています。その後、従来から策定されていた「両用品目および技術輸出入許可証管理リスト」の追加、改正が行われ、同リストが現時点では同法の管理規制品目のリストとなっています。

また、4月には、内部コンプライアンス制度構築についてのガイドライン（「両用品目輸出事業者の輸出管理内部コンプライアンス制度構築に関する指導意見」およびこれに付属する「両用品目輸出管理の内部コンプライアンスガイドライン」）も公布されました。

今回のレポートでは、輸出管理法による規制の内容と実務上のポイントを解説します。

森・濱田松本法律事務所

弁護士 石本 茂彦

弁護士 鈴木 幹太

中国律師 沈 暘

⁵ 1995年12月27日公布、2011年1月8日改訂（国務院令第588号）

⁶ 1997年9月10日公布、2006年11月9日改訂（国務院令第480号）

⁷ 1997年10月22日公布、2002年10月15日改訂（国務院・中央軍事委員会令第366号）

⁸ 1998年6月10日公布、2007年1月26日改訂（国務院令第484号）

⁹ 2002年8月22日公布、（国務院令第361号）

¹⁰ 2002年10月14日公布、（国務院令第365号）

レポートをご覧いただいた後、アンケート(所要時間:約 1 分)にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20210034>



本レポートに関するお問い合わせ先：
日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部 中国北アジア課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
TEL：03-3582-5181
E-mail：ORG@jetro.go.jp